

(証券コード3286)
2024年9月10日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号
トラストホールディングス株式会社
代表取締役社長 山 川 修

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.trust-hd.co.jp>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3286/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「トラストホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3286」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年9月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 3階「メイフェア」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
 - (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。
 - (2) 代理人より議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトのいずれかにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和等により社会経済活動は回復基調にありましたが、ウクライナ情勢の長期化による原材料及びエネルギー価格の高騰や急激な為替変動等の影響もあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、駐車場事業の収益力向上、不動産事業における新築マンションの販売強化及び駐車場等小口化事業における「トラストパートナーズ」の販売拡大の他、各種事業の収益改善等に注力してまいりました。

また、昨今の物価上昇を踏まえ、賃金のベースアップなどを実施し、従業員の待遇改善を図りました。今後も引き続き、人材育成や働きがいのある職場を目指した、人への投資を推進してまいります。

以上の結果、売上高13,694,050千円（前連結会計年度比2.1%増）、営業利益675,671千円（同18.7%増）、経常利益607,309千円（同19.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は338,335千円（同41.0%増）となりました。

事業別の業績については以下のとおりであります。

<駐車場事業>

駐車場事業につきましては、経済活動の回復に伴い駐車場利用が活発に推移する中、料金変更等の様々な施策に取り組み、安心・安全な車室の提供に努めてまいりました。

以上の結果、売上高6,833,364千円（前連結会計年度比1.0%増）、営業利益400,234千円（同48.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度末の駐車場数は904ヶ所（前連結会計年度末より19ヶ所増）、車室数は31,191車室（前連結会計年度末より250車室減）となっております。

<不動産事業>

不動産事業につきましては、当連結会計年度において、新築マンション3棟「トラスト鳥栖本

町ネクサージュ（佐賀県鳥栖市、54戸）」、「トラストレジデンス南里（福岡県糟屋郡志免町、28戸）」及び「トラスト福岡空港駅レジデンス（福岡県糟屋郡志免町、68戸）」が竣工いたしました。また、既竣工物件である「トラストレジデンス八女（福岡県八女市）」及び「トラスト春日の杜レジデンス（福岡県春日市）」の販売も継続し、合わせて148戸の引渡しを実施いたしました。

以上の結果、売上高4,653,936千円（前連結会計年度比1.5%増）、営業利益247,496千円（同25.5%減）となりました。

<駐車場等小口化事業>

不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売を中心として行う駐車場等小口化事業につきましては、当連結会計年度において、「トラストパートナーズ第31号（大阪市西区、販売総額184,000千円）」、「トラストパートナーズ第32号（大分県大分市及び広島県尾道市、販売総額170,000千円）」及び「トラストパートナーズ第33号（北九州市門司区、販売総額115,000千円）」を組成、完売いたしました。

以上の結果、売上高536,542千円（前連結会計年度比49.9%増）、営業利益25,507千円（同416.5%増）となりました。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業につきましては、「介護老人保健施設みやこ」、「福岡信和病院」及び「嘉穂信和病院」等の賃貸収入等により収益は概ね堅調に推移した一方、貸倒引当金を計上したことにより、営業損失となりました。

以上の結果、売上高259,937千円（前連結会計年度比0.7%増）、営業損失64,048千円（前連結会計年度は35,367千円の営業損失）となりました。

<RV事業>

RV事業につきましては、キャンピングカーの製造、販売及び修理・リノベーション等が順調に推移し、増益となりました。

以上の結果、売上高429,296千円（前連結会計年度比3.6%減）、営業利益29,943千円（同83.0%増）となりました。

<その他事業>

その他事業につきましては、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」、「和楽の湯下関せ

いりゅう（山口県下関市）」の来館者数回復、警備契約獲得及び高濃度水素水の製造・販売等に努めてまいりました。温浴施設につきましては、前期に引き続き来館者数が増加したことで、増収となりました。一方、高濃度水素水の製造・販売につきましては、発生剤不具合による商品の自主回収を行い、棚卸資産評価損を計上いたしました。販売再開に向け対応を進めてまいりましたが、再開に至らず営業損失となりました。

以上の結果、売上高981,033千円（前連結会計年度比2.5%減）、営業損失16,431千円（前連結会計年度は53,127千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリース資産を含め349,552千円であり、その主なものは、駐車場事業における精算機や舗装工事等の駐車場設備203,798千円、不動産事業におけるマンション販売に係るモデルルーム設備等71,679千円、メディカルサービス事業における駐車場用地の取得等23,626千円、その他事業における温浴施設の設備入替え等31,041千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2024年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ジーエートラストと吸収合併を行い、同社が営んでおりましたシェアードサービス事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第8期 (2021年6月期)	第9期 (2022年6月期)	第10期 (2023年6月期)	第11期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売 上 高	12,337,911	12,668,441	13,418,471	13,694,050
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△83,308	346,170	510,498	607,309
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	73,224	130,680	239,921	338,335
1株当たり当期純利益	15円27銭	34円32銭	64円47銭	89円55銭
総 資 産	8,911,552	8,563,544	9,431,980	8,837,815
純 資 産	724,738	398,965	622,546	915,155

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。また、株式付与E S O P信託口が所有する当社株式については、連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 第9期においては、2021年8月12日に自己株式1,117,900株を394,618千円で取得したことにより、総資産及び純資産がそれぞれ減少しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
ト ラ ス ト パ ー ク 株 式 会 社	421,352千円	100%	駐車場事業
ト ラ ス ト 不 動 産 開 発 株 式 会 社	50,000千円	100%	不動産事業
ト ラ ス ト パ ト ロ ー ル 株 式 会 社	30,000千円	100%	総合警備業
ト ラ ス ト メ デ ィ カ ル サ ポ ー ト 株 式 会 社	100,000千円	100%	メディカルサービス事業
ト ラ ス ト ア セ ッ ト パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	100,000千円	100%	不動産特定共同事業
株 式 会 社 R V ト ラ ス ト	25,000千円	100%	R V車の製造、販売及び修理等
ト ラ ス ト ネ ッ ト ワ ー ク 株 式 会 社	10,000千円	100%	水素水製造販売等
株 式 会 社 和 楽	10,000千円	100%	温浴事業

- (注) 1. その他、株式会社グランシップ及び株式会社嘉麻の庄が子会社として存在しております。
2. 2023年7月1日付で、当社の連結子会社である株式会社ジーエーを吸収合併しております。
3. トラストメディカルサポート株式会社は、2024年5月13日付で増資を行い、資本金が増加しております。
4. 事業年度末日における特定完全子会社の状況
- ・ 特定完全子会社の名称及び住所
トランプーク株式会社 福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号
 - ・ 当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額 953,688千円
 - ・ 当事業年度末日における当社の総資産額 3,787,118千円

(7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和等により社会経済活動は回復基調にありましたが、ウクライナ情勢の長期化による原材料及びエネルギー価格の高騰や急激な為替変動等の影響もあり、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、地域社会の幸福に貢献するという理念のもと、主力の駐車場事業及び不動産事業、駐車場等小口化事業を中心にメディカルサービス事業、RV事業の他、各種事業に取り組んでおります。

当社グループの継続的な成長を図るために、次に掲げる取り組みを強化してまいります。

① 駐車場事業の拡大

新型コロナウイルス感染症の収束による経済活動の回復に伴い、駐車場利用者が徐々に回復しております。今後も安定収益確保のために、月極獲得の強化や地価高騰に対応すべく料金設定の見直しをタイムリーに行うと同時に、駐車場美化、メンテナンスの充実等を常に実践しユーザーの信頼を高めることで、各駐車場の持てるポテンシャルを最大限に引き出し収益の向上に努めてまいります。

また、新規駐車場の開発は、当社グループの将来の収益基盤になるということのみならず、慢性的な駐車場不足という社会問題の解決に貢献するという観点からも、当社グループにとって最重要課題の一つと考えております。

そのために、駐車場用地の借上及び取得のいずれにおいても、情報収集力・提案能力等の更なる強化を図るとともに、駐車場の運営力・サービス力を高めることにより土地建物・駐車場オーナー等の信頼の維持向上に引き続き努めてまいります。

② 不動産（新築マンション）の販売強化

新築マンション販売につきましては、アメリカの金融引き締めに伴う金利上昇等による消費マインドの低下が懸念される中、ロシアのウクライナ侵攻及び円安による原材料の高騰等を要因とし、事業環境は不透明な状況となっております。このような環境の中で、エリアの需給動向を的確に見極め、顧客の多様化、高度化する価値観・ニーズに対応できるマンション開発を行ってまいります。

また、マンション販売に当たっては販売代理会社と連携し、開発したマンションの早期完売を目指すべく営業活動を行ってまいります。

③ 駐車場小口化商品の販売強化

駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」販売部門につきましては、収益力のある駐車場用地等の仕入れを継続的に行い、効果的な広告宣伝活動、既存組合員様の追加購入・顧客紹介等により販売の拡大を図ってまいります。

この部門を一層強化することにより、当社グループの主力である駐車場事業及び不動産事業等の業績拡大にもつなげてまいります。

④ メディカルサービス事業のサービス強化

メディカルサービス事業につきましては、当社の提供する財務コンサルティングに加え、外部パートナーとの連携を強化し、関与する医療機関の事業運営の最適化を支援することで、更なる付加価値の提供を行ってまいります。

⑤ R V事業の収益力向上

R V事業につきましては、キャンピングカー市場が拡大する中、販売やカスタマイズ等の受注強化に取り組み、収益は改善傾向にあります。引き続き、製造から、販売・カスタマイズまでワンストップでサービスが提供できる強みを活かし、安定した売上・利益の構築を図ってまいります。

⑥ その他事業の収益力向上

当社グループでは、主力事業の他、温浴施設の運営及び警備事業等、各種事業に取り組んでおります。各事業において顧客満足に努め、着実に収益力を高めるとともに、主力事業とのシナジーを高めてまいります。

当社グループは、各課題に取り組むに当たり、優秀な人材の確保・育成が重要であると考えております。人材採用から教育に至るまで、各事業課題に合わせ適正かつ充実したサポートを行い、社員の定着化・教育を図ってまいります。

また、企業倫理の徹底とコンプライアンス経営の確立になお一層努力してまいります。

(8) 主要な事業内容（2024年6月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社10社で構成されており、駐車場事業、不動産事業、駐車場等小口化事業、メディカルサービス事業、RV事業、その他事業を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

<駐車場事業>

当社グループの主力事業である駐車場事業は、「遊休地の有効利用」と「既存駐車場の活性化」を事業コンセプトに、遊休地を駐車場として有効活用し、又は低収益に悩む駐車場を運営面、収益面においてサポートし改善することで、都市基盤として開発又は活性化させ、社会的に有効活用することを目的とし、事業展開しております。

<不動産事業>

不動産事業は、「人へ、街へ、次世代へ末永く愛される住まい」をコンセプトに、ファミリーマンションの分譲を中心とした住宅の企画、開発、販売業務等を行っております。

<駐車場等小口化事業>

駐車場等小口化事業は、不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売等を行っております。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業は、医療機関等への不動産賃貸、貸金業務及び各種コンサルティング業務を通じて、地域医療を担う医療機関へ安全・安心な「医療環境」を提供しております。

<RV事業>

RV事業は、「新しいライフスタイルをサポートする」をコンセプトに、RV車等の製造、販売及びカスタマイズ等を行っております。

<その他事業>

その他事業として、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」及び「和楽の湯下関せりゅう（山口県下関市）」の運営、駐車場事業に付随して発生する機械警備及びイベント・商業施設の常駐警備、高濃度水素水の製造・販売等を行っております。

(9) 主要な事業所 (2024年6月30日現在)

① 当社

本 社 福岡市博多区

② 子会社等

トラストパーク株式会社 (本社：福岡市博多区)

トラスト不動産開発株式会社 (本社：福岡市博多区)

株式会社グランシップ (本社：福岡市博多区)

トラストパトロール株式会社 (本社：福岡市博多区)

トラストメディカルサポート株式会社 (本社：福岡市博多区)

トラストアセットパートナーズ株式会社 (本社：福岡市博多区)

株式会社RVトラスト (本社：福岡市博多区)

トラストネットワーク株式会社 (本社：福岡市博多区)

株式会社和楽 (本社：福岡市博多区)

株式会社嘉麻の庄 (本社：福岡県嘉麻市)

(10) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
駐車場事業	85 (262)名	2 (1)名
不動産事業	8 (2)名	- (1)名
駐車場等小口化事業	5 (-)名	- (-)名
メディカルサービス事業	7 (3)名	3 (△1)名
R V 事業	13 (1)名	- (-)名
その他事業	42 (78)名	7 (△5)名
全社(共通)	23 (1)名	- (-)名
合計	183 (347)名	12 (△4)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員（パート及びアルバイト）は、（ ）内に年間の平均人員（月間170時間換算）を外数で記載しております。
2. 上記使用人数には、当社グループ外からの受入出向者1名を含み、当社グループ外への出向者19名を含んでおりません。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	1,132,134千円
株式会社佐賀銀行	765,816千円
株式会社筑邦銀行	721,000千円
株式会社十八親和銀行	565,006千円
株式会社福岡銀行	491,060千円

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため各取引銀行と当座貸越契約を締結しており、その借入極度額の合計は32億円であります。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は13億円であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,204,500株
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 5,445名
- (5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
九州応援ファンド第1号組合	407,800	9.94
九州応援ファンド第2号組合	366,500	8.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75551口)	302,080	7.36
トラストホールディングス従業員持株会	186,000	4.53
株式会社パークランド	158,900	3.87
九州応援ファンド第3号組合	120,700	2.94
山川修	83,450	2.03
矢羽田弘	81,050	1.98
藤原香代子	75,800	1.85
株式会社竹田商会	63,000	1.54

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,102,898株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75551口) が所有する当社株式302,080株は自己株式として控除しておりません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者
取締役（業務執行取締役）	24,000株	3名

(注) 上記のほか、子会社取締役8名に対し28,800株を交付しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年10月19日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年11月15日付で取締役（業務執行取締役）3名及び子会社取締役8名に対し自己株式52,800株の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 川 修	トラストパーク(株) 代表取締役社長 トラスト不動産開発(株) 取締役 (株)グランシップ 取締役 トラストパトロール(株) 取締役 トラストアセットパートナーズ(株) 代表取締役社長 トラストネットワーク(株) 取締役
代表取締役副社長	矢 羽 田 弘	トラスト不動産開発(株) 取締役 トラストメディカルサポート(株) 代表取締役社長 (株)RVトラスト 代表取締役社長 トラストネットワーク(株) 代表取締役社長 (株)和楽 代表取締役社長 (株)嘉麻の庄 代表取締役社長
取 締 役	原 宗 平	経営管理部長
取 締 役	木 下 敏 之	
取 締 役	加 峯 辰 美	

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	市原一也	トラストパーク(株) 監査役 トラストパトロール(株) 監査役 トラストメディカルサポート(株) 監査役 トラストアセットパートナーズ(株) 監査役 (株)RVトラスト 監査役 トラストネットワーク(株) 監査役 (株)和楽 監査役
監査役	江口秀人	監査法人有明 代表社員 公認会計士 トラスト不動産開発(株) 監査役
監査役	梁井純輔	

- (注) 1. 取締役木下敏之氏及び加峯辰美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役市原一也氏、江口秀人氏及び梁井純輔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役江口秀人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の重要な兼職の異動等
- ・2023年9月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、取締役北嶋重晴氏は任期満了により取締役を退任し、同日付で、子会社であるトラストアセットパートナーズ(株)、(株)RVトラスト、トラストネットワーク(株)、(株)和楽、(株)嘉麻の庄の取締役をそれぞれ退任いたしました。
 - ・2023年9月28日開催の第10期定時株主総会において、原宗平氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、2024年6月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更しており、その概要は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、前期の業績、当期の目標、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案し、客観的な視点で当期の報酬に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定する。

③ 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、取締役の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主との価値共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式報酬とし、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて業績、個人の貢献度、期待される役割等を総合的に勘案し、審議の上、取締役会の決議により決定する。

④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の報酬割合については、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて業績や貢献度等を客観的な視点で審議の上、取締役会の決議により決定する。

⑤ 報酬等の付与時期や条件に関する方針

指名・報酬委員会の審議内容に基づき、毎年 の定時株主総会終了後の取締役会において、当事業年度の報酬を決定いたします。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて業績や貢献度等を総合的に鑑み、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の評価配分を当期の報酬等に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定するものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、変更前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定しており、2023年9月28日開催の取締役会にて、代表取締役社長山川修氏に対し、各取締役の基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84,259 (7,200)	74,100 (7,200)	－ (－)	10,159 (－)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	－ (－)	－ (－)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	94,759 (17,700)	84,600 (17,700)	－ (－)	10,159 (－)	9名 (5名)

- (注) 1. 上表には、2023年9月28日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 2014年9月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額20,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。
3. 2021年9月28日開催の第8期定時株主総会において、取締役（業務執行取締役）に対し、金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額100,000千円以内、発行又は処分をされる普通株式の総数は年60,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。
4. 非金銭報酬等の総額は、取締役（業務執行取締役）4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役江口秀人氏は、監査法人有明の代表社員であります。当社と監査法人有明の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	木下敏之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、経済の専門的見識と幅広く豊富な経験に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役	加峯辰美	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査役	市原一也	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。
監査役	江口秀人	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	梁井純輔	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬3,000千円が発生しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループは、「仕事を通じて、全従業員の人間性を高め、物心両面の幸福を追求すると同時に、地域社会の幸福に貢献する。」という企業理念を掲げ、全取締役及び従業員が職務遂行にあたっての基本方針としている。そして、持続的な発展を遂げていくために、より一層適切な内部統制システムを整備し、企業理念の具体化を図る。

(1) 取締役及び従業員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社行動規範やコンプライアンスマニュアルを通じて、企業倫理の確立や法令、定款及び社内諸規程の遵守を確保し、かつ、継続的な情報発信を通じてその周知を図る。
- ② 代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 内部監査室にて、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に適合しているかを公正に監査する。
- ④ 監査役は取締役の職務の執行が法令、定款に適合しているか、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視・監督する。
- ⑤ 法令違反等を未然に防止し、会社の自浄機能を働かせることを目的に、内部通報制度を制定し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、運用する。なお、会社は通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役会をはじめとする重要会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務執行に係る情報を保存し、必要に応じ閲覧できる状態とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営企画部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行うものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ② 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制をグループ会社全体に適用するものとし、「関係会社管理規程」に基づき、子会社への指導を行う。
- ② 当社の内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施する。
- ③ 子会社は監査役に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
- ④ 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ⑤ 当社グループ共通の行動規範及びコンプライアンスマニュアルを制定し、法令遵守の意識の醸成を図る。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助する従業員を求めた場合には、監査役を補助する従業員を置き、当該従業員は、当該業務を遂行する際には、取締役からの指揮命令は受けず、独立して業務を行うものとする。なお、当該従業員の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員に対し業務執行状況等の報告を求めることができるものとする。また、取締役及び従業員は、リスク管理上の重要な情報、法令等により報告が必要な情報等については、監査役に対し速やかに報告を行うものとする。
- ② 前項の報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨周知する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行うものとする。
- ② 監査役と会計監査人が相互に連携して、効率的な監査ができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力の排除については、基本的な考え方を「トラストグループ行動規範」に明記し、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断するという強い意志のもと、全取締役及び従業員が業務の遂行にあたる。
- ② 社内に反社会的勢力に対する対応統括部署を設け、警察等関連機関との連携を図るものとする。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 月1回の定時取締役会を含め19回の取締役会を開催して経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行の適法性を確保しました。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席して取締役の職務執行状況を監査しました。
また、監査役会を13回開催するとともに、代表取締役や内部監査室、会計監査人との意見交換を行い、監査の実効性を確保しました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務監査及び内部統制監査を実施し、内部統制システム全般についての整備運用状況の評価を行いました。
- ④ コンプライアンスについては、コンプライアンスマニュアルにより、全役職員に対してその重要性につき周知徹底を図るとともに、内部通報窓口を設けて法令違反等の未然防止に努めました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,945,700	流動負債	4,815,710
現金及び預金	2,811,661	買掛金	1,233,201
受取手形	246	短期借入金	1,566,000
売掛金	241,402	1年内返済予定の長期借入金	945,347
販売用不動産	410,357	リース債務	109,931
仕掛販売用不動産	1,461,482	未払法人税等	151,005
商品及び製品	53,594	資産除去債務	9,622
仕掛品	23,130	契約負債	187,399
原材料及び貯蔵品	125,935	その他	613,202
営業貸付金	632,685	固定負債	3,106,948
前払費用	438,776	社債	400,000
その他	128,020	長期借入金	1,943,789
貸倒引当金	△381,592	リース債務	205,959
固定資産	2,892,115	退職給付に係る負債	109,688
有形固定資産	2,100,946	株式給付引当金	26,967
建物及び構築物	892,360	資産除去債務	159,115
機械装置及び運搬具	115,455	その他	261,429
土地	738,302	負債合計	7,922,659
リース資産	265,637	(純資産の部)	
建設仮勘定	10,828	株主資本	915,826
その他	78,362	資本金	422,996
無形固定資産	33,500	資本剰余金	210,000
その他	33,500	利益剰余金	816,673
投資その他の資産	757,668	自己株式	△533,844
投資有価証券	69,847	その他の包括利益累計額	△670
敷金及び保証金	430,807	その他有価証券評価差額金	△670
繰延税金資産	173,705	純資産合計	915,155
その他	83,307	負債・純資産合計	8,837,815
資産合計	8,837,815		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		13,694,050
売上原価		10,950,030
売上総利益		2,744,020
販売費及び一般管理費		2,068,348
営業利益		675,671
営業外収益		
受取利息	1,538	
受取配当金	1,869	
投資有価証券売却益	1,304	
補助金収入	5,612	
受取和解金	7,000	
助成金収入	8,332	
その他	14,014	39,670
営業外費用		
支払利息	91,892	
その他	16,140	108,032
経常利益		607,309
特別利益		
固定資産売却益	6,894	
ゴルフ会員権売却益	3,631	10,525
特別損失		
減損損失	59,817	
投資有価証券評価損	2,847	62,665
税金等調整前当期純利益		555,169
法人税、住民税及び事業税	210,090	
法人税等調整額	6,743	216,833
当期純利益		338,335
親会社株主に帰属する当期純利益		338,335

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,103,707	流動負債	1,492,967
現金及び預金	870,480	短期借入金	1,300,000
短期貸付金	229,784	1年内返済予定の長期借入金	126,840
その他	29,317	リース債務	623
貸倒引当金	△25,875	未払金	27,479
固定資産	2,683,411	未払法人税等	17,355
有形固定資産	195,931	その他	20,668
建物	61,027	固定負債	988,968
構築物	3,878	社債	400,000
工具、器具及び備品	3,408	長期借入金	333,901
土地	127,066	退職給付引当金	13,006
リース資産	549	株式給付引当金	2,879
その他	0	債務保証損失引当金	229,690
無形固定資産	8,138	その他	9,491
その他	8,138	負債合計	2,481,936
投資その他の資産	2,479,341	(純資産の部)	
投資有価証券	64,339	株主資本	1,306,509
関係会社株式	1,233,688	資本金	422,996
出資金	10	資本剰余金	545,266
長期貸付金	1,966,411	資本準備金	109,435
繰延税金資産	28,128	その他資本剰余金	435,830
その他	11,420	利益剰余金	821,642
貸倒引当金	△824,655	その他利益剰余金	821,642
資産合計	3,787,118	繰越利益剰余金	821,642
		自己株式	△483,396
		評価・換算差額等	△1,327
		その他有価証券評価差額金	△1,327
		純資産合計	1,305,182
		負債・純資産合計	3,787,118

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		835,480
販売費及び一般管理費		467,411
営業利益		368,068
営業外収益		
受取利息	19,534	
その他	3,837	23,372
営業外費用		
支払利息	11,379	
社債利息	4,959	
その他	1,112	17,452
経常利益		373,988
特別利益		
貸倒引当金戻入額	10,306	
債務保証損失引当金戻入額	20,443	
抱合せ株式消滅差益	22,556	
ゴルフ会員権売却益	362	53,667
特別損失		
関係会社株式評価損	23,086	
貸倒引当金繰入額	81,306	
債務保証損失引当金繰入額	26,122	130,515
税引前当期純利益		297,140
法人税、住民税及び事業税	20,294	
法人税等調整額	3,075	23,369
当期純利益		273,770

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

トラストホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉川 秀嗣
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大神 匡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラストホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

トラストホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉川 秀嗣
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大神 匡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月22日

トラストホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 市原 一也 ㊟

監査役（社外監査役） 江口 秀人 ㊟

監査役（社外監査役） 梁井 純輔 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績並びに当社グループを取巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

配当総額 32,812,816円

なお、中間配当金として1株につき金8円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき金16円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年9月27日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役を1名増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
かわべ せいいちろう 河邊 誠一郎 (1971年4月25日生)	2004年6月 トラストネットワーク(株) (現、トラスト不動産開発(株)) 入社	一株
	2006年7月 トラストパーク(株) 東京支店 営業部 部長	
	2012年11月 同社 東京支社 統括本部長	
	2014年7月 同社 取締役 東京支店 支店長	
	2016年9月 トラストネットワーク(株) (現、トラスト不動産開発(株)) 取締役	
	2019年11月 (株)RVトラスト 事業部長	
	2022年4月 (株)和楽 支配人	
	2023年9月 (株)和楽 取締役 (現任) (株)RVトラスト 取締役 (現任) トラストネットワーク(株) 取締役 (現任)	
2023年10月 トラストホールディングス(株) 事業推進部長 (現任)		

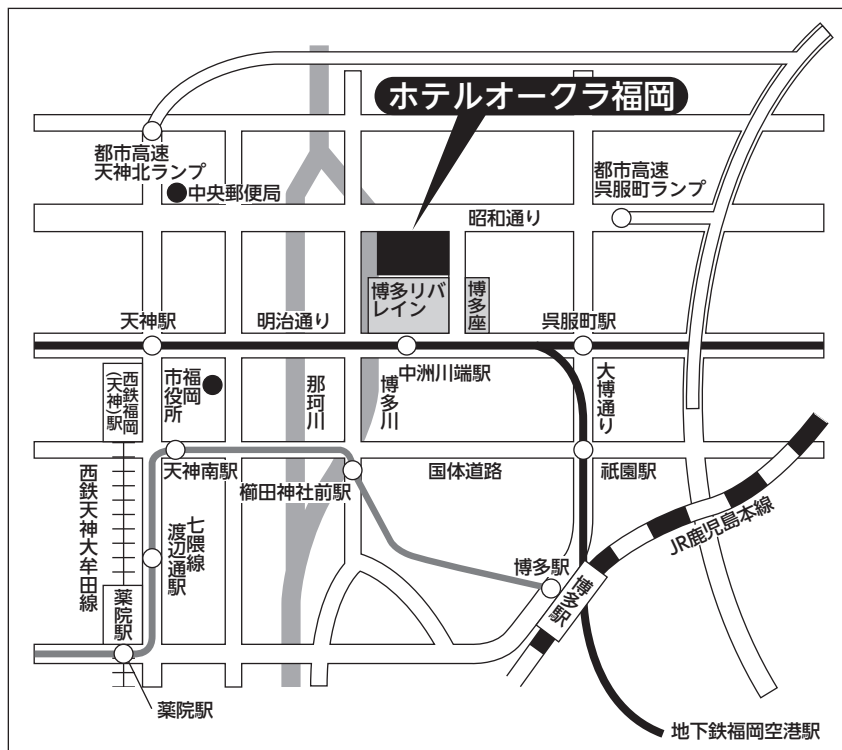
(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡 3階「メイフェア」TEL (092) 262-1111



<交通手段>

JR博多駅から 地下鉄 博多駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約5分)

タクシー 所要時間 約10分

福岡空港から 地下鉄 福岡空港駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約10分)

タクシー 所要時間 約20分

西鉄福岡 (天神) 駅から 徒歩 約15分

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。